

2026年1月22日

各位

株式会社オーネックス
代表者名 代表取締役社長 木田 周太郎
(コード番号 5987)
問合せ先 執行役員管理本部長 中田 典男
(TEL. 046-285-3664)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2026年3月10日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本店移転について

(1) 移転後の本店所在地

東京都港区芝5丁目29-18

(2) 移転の理由

今後の事業の選択と集中、及びグループ組織の編成・改革を加速させ、経営効率を最適化させるため、本店の所在地を変更するものであります。

(3) 移転時期

2026年3月頃（予定）

(4) 業績への影響

本店の移転が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

① 事業目的

今後の事業展開及び多様化を見据え、新たな事業目的を追加するとともに、実施予定のない事業目的を削除するものであります。

② 本店の所在地

1 (2)に記載した理由による本店移転のため、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものです。

③ 取締役の員数

今後の事業展開を見据え経営体制の一層の強化を図るため、取締役の員数を8名以内から11名以内に変更するものであります。

(2) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月10日（予定）
定款変更の効力発生日 2026年3月10日（予定）

(3) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）金属の熱処理加工業 （新設） （新設）</p> <p>（2）熱処理関連資材の製造販売</p> <p>（3）熱処理炉の製造販売</p> <p>（4）労働者派遣事業</p> <p>（5）経営コンサルティング業</p> <p>（6）人工ゼオライトの製造販売および輸出入</p> <p>（7）人工ゼオライトの製造装置の製造、販売、施工及びリース</p> <p>（8）一般廃棄物・産業廃棄物処理業</p> <p>（9）化学工業薬品・農業用土壤改良剤・肥料・堆肥の製造販売および輸出入</p> <p>（10）微生物を用いた土壤・水質改善処理剤および肥料・堆肥の製造販売および輸出入</p> <p>（11）生命工学の方法による土壤・水質改善の研究開発および研究開発の受託並びに開発技術の特許販売</p> <p>（12）建築物の施工及び工事管理</p> <p>（13）情報システムの設計、開発、保守及び運営管理</p> <p>（14）コンピューターソフトウェアの開発及び販売</p> <p>（15）情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス</p>	<p>（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）金属の熱処理加工業</p> <p><u>（2）金属の曲り矯正加工及びショットブラスト加工</u></p> <p><u>（3）非金属の熱処理加工業</u></p> <p>（4）熱処理関連資材の製造販売</p> <p>（5）熱処理炉の製造販売</p> <p>（6）労働者派遣事業</p> <p>（7）経営コンサルティング業 （削除） （削除）</p> <p>（8）一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬及び処理業 （削除） （削除） （削除）</p> <p>（9）建築物の施工及び工事管理 （削除） （削除） （削除）</p>

現行定款	変更案
(新設)	(10) 人工知能 (AI) を活用した各種ソリューション及びシステムの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、保守、管理、運用並びにそれらに関するコンサルティング業務
(新設)	(11) クラウドコンピューティングサービスの提供、運営及び管理
(新設)	(12) 高性能計算 (HPC) インフラの構築、運用、保守及び提供
(新設)	(13) 人工知能 (AI) 導入に関するコンサルティング及び支援業務
(新設)	(14) 不動産に関するコンサルティング業務
(新設)	(15) 不動産の売買、仲介
(新設)	(16) 株式、債券、投資信託、不動産その他の金融商品に対する投資
(16) 前各号に付帯又は関連する一切の業務	(17) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都町田市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。
省略	省略
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。

以上